

# 両法案の関係（イメージ図）

## 情報コミュニケーション法案（通称）

### ① 目的

視聴覚障害者等に対し、

- 情報の取得又は利用（情報アクセス）のための手段
- 意思疎通のための手段（手話、点字、筆記、拡大文字等）  
についての選択の機会の確保・拡大を図る

### ② 基本理念

### ③ 国・地方公共団体・事業者・国民の責務

### ④ 基本計画等

### ⑤ 基本的施策

- 保健、医療及び福祉に関する施策
- 教育及び療育に関する施策
- 職業相談等に関する施策
- 公共的施設に関する施策 等

〔「手話で学ぶ」・「手話を使う」場面については、  
情報コミュニケーション法案の対象とする。〕

## 手話言語法案

① 手話を獲得する（第一言語としての習得）

② 手話を学ぶ（手話の習得）

③ 手話で学ぶ（手話での学習）

④ 手話を使う（手話の使用）

⑤ 手話を守る（手話の保存）

①・②・⑤について、基本理念、基本的施策等を規定